

令和6年度岡山県障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、令和6年度における本県の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定めます。

1 適用範囲

この調達方針は、知事部局、教育庁、警察本部、企業局、議会事務局、監査事務局、各行政委員会の事務局及び全出先事務所（学校、警察署等を含む。）に適用します。

2 対象となる施設等及び物品等

この調達方針の対象施設等は、その所在地又は住所が県内にある、法第2条第4項の障害者就労施設等（別紙1）とします。

また、対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）（別紙2）とします。

3 調達の目標

物品等の調達の合計額を20,000千円以上とすることを目標とします。

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障害のある人の自立に資するため、全庁において、共通認識のもと、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。

(2) 予算の適正な執行等との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努めます。

(3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、官公需の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、施設等との協働による調達の推進に努めます。

(4) 地域での発注機会の拡大

出先事務所における当該管轄内の施設からの調達実施や市町村との連携等を通じて、調達に当たって地域での発注機会の拡大に努めます。

5 調達の推進のための具体的方策等

(1) 情報の共有等

障害者就労施設等からの調達に関する制度の窓口を子ども・福祉部（障害福祉課）とし、障害者就労施設等への調達情報の提供のほか、施設等や各部局からの問い合わせへの対応を行います。また、必要に応じて、全部局を対象とする会議等を開催し、実施状況の把握や協力依頼等を行うなど調達の推進を図ります。さらに、実績の高い分野での調達事例や調達手順について情報共有を行い、効果的な推進を図ります。

(2) 随意契約方式の活用

調達における予算執行については、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号及び第3号に定める随意契約に係る規定の活用を図ります。

(3) 共同受注組織等の活用

共同受注窓口を介した調達は、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととし、共同受注窓口である岡山県セルプセンターの機能強化を図るとともに、同センターを介した調達の推進に努めます。

(4) 障害者就労施設等への配慮

発注にあたっては、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性を勘案した仕様や納期の設定等について、配慮を行うものとします。

(5) 障害者就労施設等への働きかけ

障害者就労施設等に対して、適切な情報発信を行うほか、物品等の質の確保や品目等の拡大など、調達の拡大に向けた主体的かつ前向きな取組を促します。

(6) 市町村との連携等

適時適切な情報の提供・共有や的確な助言等により、市町村との連携を深め、市町村と障害者就労施設等との連携した取組を支援し、県下全域での調達の推進につなげます。

(7) 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

総合評価落札方式における評価項目に障害者雇用の有無を設定し、公契約における障害者の就業促進に努めます。

6 進行管理等

年度終了後、各部局における調達の実績を取りまとめ、その概要を公表します。

また、次年度の調達方針に反映できるよう、年度途中における調達状況の把握など進行管理にも努めます。

【参考】 令和5年度の本県における調達実績

19,531千円（物品：6,494千円、役務：13,037千円）